

## 学校感染症に伴う出席停止（公欠扱い）に関する診断証明書

他の学生に感染するおそれのある感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条により「出席停止」となります。出席停止期間については、下記の通りです。

医師から登校の許可が下り次第、別紙「出席停止に関する診断証明書」に必要事項を記入の上、学級担任に提出してください。

(ただし、インフルエンザの場合は、それを証明する薬剤の説明書等でも可。)

	病名	出席停止期間
第一種	「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」第6条に規定する感染症	医師の許可があるまで(治癒するまで)
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において「感染の恐れがない」と認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜腫	病状により医師において「感染の恐れがない」と認められるまで
	流行性角結膜炎	病状により医師において「感染の恐れがない」と認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	感染性胃腸炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	その他の伝染病(溶連菌感染症など)	

年 月 日

医療機関の長 殿



学校法人 九州総合学院  
鹿児島情報ビジネス・公務員専門学校  
校長 小松 信明



### 出席停止（公欠扱い）に関する診断証明書について（ご依頼）

月 日 貴院にて受診した、本校学生 より、  
その診断結果が \_\_\_\_\_ であると申し出がありました。  
感染力が強く重大な流行を起こすおそれのある診断結果については「出席停止」とし、出欠の扱いに配慮する必要がありますので、下記の「診断証明書」に必要事項をご記入の上、ご押印くださるようお願いいたします。

## 診断証明書

診断の結果は、次のとおりです。

1 氏名

2 診断名

3 診断年月日 年 月 日

4 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登校しても差し支えありません。

感染力が強く、感染拡大防止のため、

（第一種感染症・第二種感染症・第三種感染症）として出席停止の措置が妥当

自宅安静療養を必要とするが、直ちに出席停止対象の症状とは認めない

5 その他（留意事項）がありましたら、ご記入ください。

（留意事項）

年 月 日

医療機関 住 所

医 療 機 関 名

氏 名

印